

練馬区世界都市農業サミット推進委員会設置要綱

平成28年9月12日
28練産農第525号

(設置)

第1条 世界都市農業サミットの実施に向けて検討を行うため、世界都市農業サミット推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 推進委員会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者(大学教授等)
- (2) 農業者等(農業協同組合の職員、農業者等)
- (3) 練馬区民
- (4) 産業団体、商業団体、事業者等の推薦する者
- (5) 国、東京都等の職員

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認める者を委員とすることができる。

(委員長等)

第3条 推進委員会に、委員長および副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

(所掌事項)

第5条 推進委員会は、つぎに掲げる事項について検討する。

- (1) 世界都市農業サミットの開催に関すること。
- (2) 前号のほか、委員長が世界都市農業サミットの開催に関し必要と認める事項

(運営)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を聴くことができる。

(公開)

第7条 推進委員会の会議は、公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(謝礼金)

第8条 委員に謝礼金を支払う。謝礼金の額については別に定める。

(事務局)

第9条 推進委員会の事務局は、都市農業担当部都市農業課に置く。

2 事務局長は、都市農業担当部長とする。

(分科会の設置および構成等)

第10条 推進委員会の所掌事項に関する調査、検討等を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年9月12日から施行する。